

【事案の概要】

1 事案の要旨

- (1) 被控訴人は、同人所有の原判決別紙物件目録(1)番号1ないし204記載の各土地(以下、併せて「本件各土地」といい、地目雑種地の各土地を併せて「本件各雑種地」、地目山林の各土地を併せて「本件各山林」という。なお、いずれの土地も、所在は「赤穂郡上郡町〇」(字以下省略)である。)について、上郡町長が、地方税法388条1項の委任による固定資産評価基準(昭和38年自治省告示第158号。以下「評価基準」という。)に基づき同法403条1項により行った平成21年度の固定資産価格の決定において、評価基準の適用方法(評価手法)の明白な誤りがあったにもかかわらずこれを修正せず放置したことにより、被控訴人が本来課されるべき固定資産税額を超える納税を余儀なくされ、合計1016万9684円の損害を被ったとして、控訴人に対し、国家賠償法(以下「国賠法」という。)1条1項に基づき、1016万9684円及びうち462万2516円(平成22年度納税額と平成24年度固定資産税額との差額合計額)に対する平成23年3月1日(不法行為の日)から、うち462万2652円(平成23年度納税額と平成24年度固定資産税額との差額合計額)に対する平成24年3月1日(不法行為の日)から、うち92万4516円(弁護士費用相当額)に対する平成26年1月17日(訴状送達の日)の翌日から、各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた。
 - (2) 原審は、上郡町長(地方税法403条2項に定める評価事務に従事する職員を含む。)が職務上尽くすべき注意義務を尽くさず、漫然と平成21年度の固定資産価格の決定及び被控訴人に対する課税(以下「本件課税処分21」という。)を行ったことが、国賠法1条1項の適用上違法であるとして、712万1617円及びうち323万5761円に対する平成23年3月1日から、うち323万5856円に対する平成24年3月1日から、うち65万円に対する平成26年1月17日から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で、被控訴人の請求を認容し、その余を棄却した。
 - (3) これに対し、控訴人は、前記第1の1の裁判を求めて控訴を提起した。被控訴人は、当審において、前記第1の2記載のとおり、附帯控訴により、予備的に不当利得返還請求に係る訴えを追加した。
- 2 前提となる基本事項等、前提事実(以下、併せて「前提事実等」という。)次のとおり補正するほか、原判決「事実及び理由」第2の2及び3を引用す

る。

- (1) 原判決3頁16行目の「客観的な交換価値」から18行目末尾までを「後記イ記載のとおり、評価基準に基づき固定資産の価格を決定しなければならない。」と改め、同22行目の「という」の次に「(341条6号、409条)」を加える。
- (2) 原判決3頁25行目の次に、改行して次のとおり加える。
「固定資産の評価に関する事務に従事する市町村の職員は、総務大臣及び道府県知事の助言によって、且つ、納税者とともにする実地調査、納税者に対する質問、納税者の申告書の調査等のあらゆる方法によって、公正な評価をするように努めなければならない。(同条2項)。」
- (3) 原判決5頁20行目から24行目までを削除する。
- (4) 原判決6頁18行目の「上記造成費」を「上記コースに係る造成費」と改め、同7頁15行目の「造成費について」の後に「(乙21の5)」を加える。
- (5) 原判決7頁末行の「16年6月」を「16年4月」と改める。
- (6) 原判決8頁11行目の「また本件各家屋は」から同16行目末尾までを、次のとおり改める。
「本件各土地のうちの○番○の土地には、昭和55年4月30日に新築されたクラブハウス及び附属建物(以下、これらを併せて「本件各家屋」という。)がある(甲13の4、乙11、弁論の全趣旨)。」
- (7) 原判決8頁末行、10頁8行目、同23行目、11頁4行目、同12行目、同末行、12頁22行目の各「控訴人町長」をいずれも「上郡町長」と改める。
- (8) 原判決9頁18行目から19行目までの「平成21年度の評価替えにおいては物価の変動率を考慮した修正はされていない。」を削除する。
- (9) 原判決11頁4行目から5行目までの「取得価額及び通常必要造成費の算定については価格事情に変動が見込まれたので」を「控訴人町内の4箇所ゴルフ場のうち3箇所から固定資産税額の見直し要求があったことから」と改め、同7行目の「評価基準に基づいて」を「評価基準の算定方法Bに準じて」と改める。
- (10) 原判決13頁10行目の「控訴も棄却された」から同11行目の「上告中である」までを、「控訴も棄却され、その後確定した(以下「別件訴訟」という。)」と改める。

3 争点及びこれに対する当事者の主張

次のとおり補正するほか、原判決「事実及び理由」第2の4を引用する。

- (1) 原判決14頁6行目の「算定方法A及びB」を「算定方法B」と改める。
- (2) 原判決14頁10行目、同18行目、同23行目、同25行目、15頁12行目、同15行目、同17行目、同24行目、16頁7行目、同15行目、17頁末行の各「控訴人町長」をいずれも「上郡町長」と改める。

4 当審追加の予備的請求についての当事者の主張

(1) 被控訴人の主張

前記3記載のとおり、上郡町長が平成21年度評価替えにおいて算定方法Aを用いて評価したことは評価基準の根幹についての重大な過誤であるから、本件課税処分22及び同23の一部には課税要件の根幹についての内容上の過誤があるところ、上記課税処分全部が無効にならなくても、上記過誤に係る部分は法律上の原因を欠くのであって、被控訴人は、本件課税処分22における適正な税額と納税額との差額323万5761円、本件課税処分23における適正な税額と納税額との差額323万5856円の損失を被り、控訴人は同額を利得している。

したがって、控訴人は、被控訴人に対し、不当利得として上記金額の返還義務を負う。

(2) 控訴人の主張

平成21年度評価替えにおいて「価格事情に変動がない」ものとして算定方法Aを用いて評価したことには合理性があるから、本件課税処分22及び同23に内容上の過誤は存在せず、不当利得はない。

【当裁判所の判断】

1 認定事実

前記前提事実等及び証拠(甲11、13の1ないし4、14、乙1ないし5、7ないし9、11ないし13、16ないし19、20の1ないし4、21の1ないし5、22)並びに弁論の全趣旨によれば、以下のとおりの事実が認められる。

- (1) 本件各土地は、本件各家屋が建築された昭和55年以降、本件各土地を所有する○により、本件ゴルフ場として運営されてきた。

本件ゴルフ場は、上郡駅から○に約○kmの都市計画区域外で上郡町の○部かつ○に位置し、市街地から離れており、標高約400mの山林地域に造成されている。

- (2) 平成21年度評価替えにおける、本件ゴルフ場用地(本件各雑種地)の算定方法Aによる評価内容は、前記前提事実記載のとおりであり、本件各土地のうちゴルフ場用地である本件各雑種地については、平成18年度評価替えにおける評価額が採用され、15億1955万0890円と評価

- された(乙1、5)。
- 平成18年度評価替えにおける、本件各雑種地の1㎡あたりの取得費は、平成15年度評価替えの際の取得費561円に後記(3)記載の近傍宅地の変動率0.98を乗じた額とされ、1㎡あたりの造成費は3725円とされ、それぞれ平成11年通知に基づいて宅地の評価割合0.7を乗じた額が用いられている(乙4、弁論の全趣旨)。
- (3) 控訴人は、固定資産価格の決定にあたり、控訴人町内の137箇所の宅地について、基準年度の前年1月1日時点の価格の鑑定を依頼しており、同年7月に変動率を算出して、必要があれば取得費の修正を行っている。本件ゴルフ場に最も近接している宅地の鑑定による価格は、平成11年度及び平成14年度がいずれも1㎡あたり9800円(乙20の1・2)、平成17年度が1㎡あたり9600円(乙20の3)、平成20年度が1㎡あたり9000円(乙20の4)となっている。平成11年度と平成14年度との間では変動がなく、平成14年度から平成17年度の下落率は約2%であり、平成17年度から平成20年度の下落率は約6%である。
- (4) 本件各雑種地の1㎡あたりの造成費は、平成6年度以降3725円のまま据え置かれている。
- 控訴人は、平成6年度の評価替えにおいて、平均的造成費の変動率をそのまま乗じると、3725円が4607円になることから、これを3725円のままに据え置くとの判断をし、平成21年度評価替えにおいても3725円の数値を採用している。なお、平成6年度以前の資料は存在しない。
- (5) 算定方法Aによる本件各雑種地の評価額に本件各山林の評価額を加算した本件各土地の評価額は、平成9年度、平成12年度及び平成15年度がいずれも15億2398万7553円であり、平成18年度及び平成21年度が15億2180万3443円である(乙5)。
- 前記のとおり造成費の額に変更はなく、近傍宅地の変動率による取得費の修正は、平成9年度以降は平成18年度にのみ行われている。
- (6) 算定方法Bによる通常必要造成費の算定に用いる平均的造成費は、総務省自治税務局(平成11年通知までは自治省税務局)資産評価室長の通知により定められており、本件ゴルフ場と同じ丘陵コースについて、いずれも1㎡あたりで、昭和51年度430円、昭和54年度500円、本件ゴルフ場が開場した昭和55年の後である昭和57年度640円、昭和60年度660円、昭和63年度680円、平成3年度760円、平成6年度940円、平成9年度980円、平成12年度920円、平成15年度

910円、平成18年度830円、平成21年度780円とされている(乙21の1ないし5、22)。

平成23年通知(乙21の5)では、平成21年度の丘陵コースの平均的造成費を780円としつつ、平成24年度評価替えにあたっては、丘陵コースの平均的造成費を790円と算定したと記載されており、造成費の価格がわずかながら上昇していることがうかがえる。また、造成費については、地域性、周囲の環境等が異なることから、地域の実情を反映した適正な造成費の算出に努めるよう依頼する旨が記載されている。

- (7) 本件ゴルフ場を運営していた○は、大阪地方裁判所において、平成14年5月31日に更生手続開始決定を受け、平成16年4月20日に更生手続終結決定を受けており(甲13の1ないし4)、これにより、本件ゴルフ場は、○の親会社である○により運営されていた(乙19)。

本件各土地及び本件各家屋は、会社分割を利用したゴルフ場事業の承継に伴い、平成21年4月6日、○の孫会社である○の所有名義になるとともに、○の株式が○に譲渡されたところ、平成22年10月1日、○の子会社である被控訴人(同月13日に○から現商号に変更)が、○を吸収合併したことにより、本件各土地及び本件各家屋は、被控訴人の所有名義となり、以後、被控訴人ないし○が本件ゴルフ場を運営している(甲11、13の1ないし4、14、乙19)。

- (8) ○が作成した本件ゴルフ場の売上推移表(甲11)によれば、本件ゴルフ場の来場者数は、○が更生手続開始決定を受けた平成14年度は2万9121人であるが、その後は3万1000人台から3万8000人台の間を推移し、平成20年度は3万8470人、平成21年度は3万6696人、平成22年度は3万4583人、平成23年度は3万6928人、平成24年度は3万8399人であり、平成21年度評価替えの前後を通じて、来場者数に変動はない。

また、上記売上推移表によれば、本件ゴルフ場の総売上高は、平成14年度が2億4120万円であり、その後、2億3000万円台から2億7000万円台の間を推移し、平成20年度は2億5251万1000円、平成21年度は2億2375万4000円、平成22年度は1億9479万8000円、平成23年度は1億9804万7000円、平成24年度は1億8820万7000円であり、平成21年度評価替えの翌年である平成22年度から総売上高の減少がみられる。

- (9) 本件課税処分21について、本件各土地及び本件各家屋の所有者であった○は、法定期間内に登録価格の不服申立て(審査の申出)の手続を採らず、本件課税処分21に基づく評価額を納税した。

- (10) 上郡町内には4箇所のゴルフ場があったところ、控訴人は、そのうち被控訴人を含む3箇所のゴルフ場運営会社から、固定資産税額の見直し要求を受けた。

控訴人は、不動産鑑定士に対し、本件各土地のうちゴルフ場用地である本件各雑種地の鑑定を依頼し、平成23年11月8日付け本件鑑定(乙3)により、同年1月1日現在の鑑定評価がなされた。

本件鑑定では、本件各雑種地の素地価格(「宅地の評価割合」を乗ずる前の価格)について、1㎡あたり130円と算定されているところ、上記素地価格は、①取引事例比較法により個別の補正や修正を行って得た1㎡あたり130円のほか、②兵庫県地価調査基準地<兵庫(林)-16>の平成22年度の標準価格1㎡あたり145円を比準(修正)して得た1㎡あたり130円を併せ考慮して算出されたものである(乙3、17)。

また、本件鑑定では、造成費が1㎡あたり2750円(造成工事費2500円及び付帯費用250円の合計額)と算定されているところ、その計算根拠(乙12)は、1ホールあたりの造成工事費を1億3000万円として18ホール分を計算し、造成の対象とならない保存樹林地等を除いたゴルフ場敷地への配分割合を60%とし(乙16)、この割合を乗じた額を本件各雑種地に面積(50万8211㎡)で除した2763円につき、端数調整したというものである。この点につき、本件鑑定を担当した不動産鑑定士は、上記1億3000万円を採用した根拠について、平成20年の千葉県の開場及び平成15年の沖縄県の開場例の1ホールあたりの造成工事費が1億6000万円ないし1億7000万円程度であったことと、平成25年までの兵庫県下の評価先例で1億7000万円ないし1億8000万円程度の数値が採用されていること、鑑定実務関連の書籍において首都圏近郊の立地条件に優れたゴルフ場を念頭に置いた数値が1億5000万円とされていることを総合し、やや保守的な観点から1億3000万円と見積もったと説明している(乙13。なお、1ホールあたりの造成工事費を1億5000万円として試算すると端数調整前の造成費は1㎡あたり3187円となり、同様に1億6000万円で試算すると3400円、1億7000万円で試算すると3612円、1億8000万円で試算すると3825円となる。)

上郡町長は、本件鑑定における素地価格130円、造成費2750円(いずれも1㎡あたり)を採用し、これを算定方法Bにあてはめて「宅地の評価割合」0.7を乗じ、位置・利用状況等による補正の必要はないものとして、1㎡あたりの評価額を2010円と決定し、本件各雑種地の評価額を10億2150万4110円と決定した(乙4。なお、本件各山林は

225万2533円と決定されており、本件各土地の評価額のほとんどを本件各雑種地の評価額が占めていた。）

- (11) 控訴人は、別件訴訟において、不動産鑑定士に対し本件各土地及び本件各家屋の鑑定を依頼し、平成25年1月25日付け鑑定(乙2。以下「別件鑑定」という。)により、平成24年1月1日現在の鑑定評価がなされ、本件各山林を含めた本件各土地の評価額は12億0710万円と算定された。

別件鑑定では、本件各土地の素地価格について、1㎡あたり170円と算定されているところ、上記素地価格は、①取引事例比較法により個別の補正や修正を行って得た1㎡あたり175円のほか、②兵庫県地価調査基準地<兵庫(林)-16>(本件鑑定と同じ基準地であり、以下「本件基準地」という。)の平成24年度の標準価格1㎡あたり130円を補正ないし修正して得た1㎡あたり123円を併せ考慮して算出されたものである(乙2)。

- (12) 別件鑑定(乙2)中の規準価格算定表によれば、本件基準地の標準価格(いずれも1㎡あたり)は、平成21年度が152円、平成22年度が145円、平成23年度が137円、平成24年度が130円である。平成21年度評価替えの時点では、平成20年度の標準価格を考慮することになるが、その額は証拠上不明である。

2 判断の前提(固定資産の価格の決定の適否と国賠法上の違法)

(1) 登録価格の決定の適否(処分の違法)

固定資産税が賦課される固定資産の「価格」は「適正な時価」をいうところ(地方税法341条5号)、適正な時価とは、正常な条件の下に成立する当該土地の取引価格、すなわち、客観的な交換価値をいうと解される。したがって、登録価格が賦課期日における当該土地の客観的な交換価値を上回れば、当該価格の決定は違法となる(最高裁平成15年6月26日第一小法廷判決・民集57巻6号723頁参照)。

また、評価基準に従って固定資産の価値を決定しなければならないと定めている地方税法の規定及びその趣旨等に鑑みれば、固定資産税の課税において全国一律の統一的な評価基準に従って公平な評価を受ける利益は、適正な時価との多寡の問題とは別にそれ自体が地方税法上保護されるべきものといえることができる。したがって、土地の基準年度に係る賦課期日における登録価格が評価基準によって決定される価格を上回る場合には、同期日における当該土地の客観的な交換価値としての適正な時価を上回るか否かにかかわらず、その登録価格の決定は違法となるものと

いうべきである(最高裁平成25年7月12日第二小法廷判決・民集67卷6号1255頁参照)。

そして、地方税法は固定資産税の課税標準に係る適正な時価を算定するための技術的かつ細目的な基準の定めを総務大臣の告示に係る評価基準に委任したものであること等からすると、評価対象の土地に適用される評価基準の定める評価方法が適正な時価を算定する方法として一般的な合理性を有するものであり、かつ、当該土地の基準年度に係る賦課期日における登録価格がその評価方法に従って決定された価格を上回るものでない場合には、その登録価格は、その評価方法によっては適正な時価を適切に算定することのできない特別の事情の存しない限り、同期日における当該土地の客観的な交換価値としての適正な時価を上回るものではないと推認するのが相当である(最高裁平成15年7月18日第二小法廷判決・裁判集民事210号283頁。最高裁平成21年6月5日第二小法廷判決・裁判集民事231号57頁参照)。

(2) 登録価格の決定の違法(処分の違法)と国賠法上の違法

土地の登録価格が当該土地の客観的な交換価値を上回り、市町村長による登録価格の決定が違法であるとしても、そのことから直ちに国賠法1条1項にいう違法があったとの評価を受けるものではない。市町村長その他の公務員が納税者に対する職務上の法的義務に違背して当該土地の登録価格を過大に決定したときは、これによって損害を被った当該納税者は、地方税法432条1項に基づく審査の申出及び同法434条1項に基づく取消訴訟等の手続きを経るまでもなく、国家賠償請求を行い得ると解するのが相当である(最高裁平成22年6月3日第一小法廷判決・民集64卷4号1010頁参照)。

(3) 以上を前提として、平成21年度評価替えにおける本件各雑種地の登録価格の決定の適否及び国賠法上の違法について検討する。

3 主位的請求(国賠法に基づく損害賠償請求)について

(1) 主位的請求原因1(平成21年度評価替えの評価基準違反)

ア 被控訴人は、控訴人が平成24年度評価替えにあたり評価基準(平成11年通知を含む。)に定めるところの「価格事情に変動があるとき」にあたるとして本件鑑定を行い、この中の素地価格や造成費を用いて本件各雑種地を10億2150万4110円と評価しているところ、本件各雑種地が15億1955万0890円と評価された平成21年度評価替えと比較すると、平成24年度と平成21年度との間には特別な事情の変化は全く見当たらないのであるから、平成21年度評価替えの時点に

においても「価格事情に変動があるとき」にあたるものとして算定すべきであったとして、控訴人は評価基準に基づき本件課税処分21を修正すべき職務上の注意義務を負っていたのにこれに違反したと主張する。

イ 原判決引用に係る基本事項等のおり、ゴルフ場用地の評価について、評価基準は、当該ゴルフ場の開設に当たり実際に要したゴルフ場用地の取得価額及び造成費に基づいて算定する算定方法Aを基本としており、用地の取得後若しくは造成後において価格事情に変動があるときに、附近の土地の価額又は最近における造成費に基づいて算定する算定方法Bを用いることと定めている。

そして、上記評価基準の適用例を示した平成11年通知においても、ゴルフ場用地の取得後において価格事情に変動があったことにより、当該土地の取得に要した費用の額を用いることが適当でないゴルフ場について、山林比準方式により取得費を算定することとし、当該ゴルフ場の造成後において価格事情に変動があるときは、平均的造成費を用いて造成費を算定することとしている。

ウ 取得費の価格事情の変動について

(ア) 前記認定事実によれば以下のとおりである。

- ① 本件ゴルフ場に最も近接する宅地の鑑定による評価額（1㎡あたり）は、平成11年度及び平成14年度が9800円、平成17年度が9600円、平成20年度が9000円となっており、平成11年度と平成14年度との間では変動がなく、平成14年度から平成17年度の下落率は約2%、平成17年度から平成20年度の下落率は約6%にとどまっている。
- ② 平成21年度評価替えの後である本件鑑定及び別件鑑定において、取引事例比較法による比準価格の妥当性を検証するための公的価格として、素地価格算定の前提の1つとされている本件基準地の標準価格（1㎡あたり）は、平成21年度が152円、平成22年度が145円、平成23年度が137円、平成24年度が130円であり、平成21年度から平成24年度までの下落率は約15%である。しかし、平成21年度評価替えの時点では、平成20年度の標準価格を考慮することになるが、その額は証拠上不明であり、平成21年度評価替えの時点において、本件基準地の標準価格がそれまでの間に大きく下落していたことを示す的確な証拠はない。

なお、平成24年度評価替えにあたっての本件鑑定を行った不動産鑑定士に対する原審書面尋問に対する平成27年2月19日付

け回答書によれば、本件基準地の標準価格の価格推移及び本件各雑種地との立地条件の差異を勘案すると、本件各雑種地の平成20年1月1日時点の素地価格は、平成23年1月1日時点の素地価格よりも15%ないし30%程度に高位であったと推測できるとされている。同回答を前提とすると、平成24年度評価替えの時点では、価格事情に変動が生じたとみる余地がある。

- (イ) 以上によれば、平成21年度評価替えの時点で、取得費について、価格事情の変動があり、附近の土地の価額を用いて算定すべきであったことは認められない。

エ 造成費の価格事情の変動について

- (ア) 前記認定事実記載のとおり、ゴルフ場用地の評価に用いる平均的造成費(1㎡あたり)は、本件ゴルフ場と同じ丘陵コースについては、昭和51年度が430円、昭和54年度が500円、本件ゴルフ場が開場した昭和55年の後である昭和57年度が640円、昭和60年度が660円、昭和63年度が680円、平成3年度が760円、平成6年度が940円、平成9年度が980円、平成12年度が920円、平成15年度が910円、平成18年度が830円、平成21年度が780円とされている。

平均的造成費の価格推移をみる限り、その価格事情に変動があるとはいえない。

以上のとおり、平均的造成費は、昭和51年度から平成9年度まで上昇を続け、その後下落に転じたものの、平成21年度においても、本件ゴルフ場の開設時(昭和55年度)に比べて相当高い水準にある。

また、本件各雑種地の登録価格の決定における造成費の額は、少なくとも平成3年度評価替えから平成21年度評価替えまでは同額であったと認められるところ、平成3年度と平成21年度の平均的造成費に大きな変動はない。

また、本件ゴルフ場の近隣地域において、全国の平均的造成費とは異なる造成費の変動があることをうかがわせる証拠はない。

- (イ) したがって、平成21年度評価替えの時点で、造成費について、価格事情の変動があり、平均的造成費を用いて算定すべきであったとは、認められない。

オ以上によれば、平成21年度の本件各雑種地の登録価格の決定は、評価基準に基づくものと認められるから、違法とはいえない。また、控訴人が平成21年度評価替えを行うに当たり、「価格事情

に変動があるとき」にあたるとして算定方法Bにより算定を行うべき職務上の注意義務を負っていたとは認められず、平成21年度の本件各雑種地の登録価格の決定について国賠法上の違法があるとはいえない。

したがって、被控訴人の主位的請求原因1の主張は採用できない。

(2) 主位的請求原因2 (本件課税処分22、同23の減額修正義務違反)

ア 被控訴人は、平成21年度評価替えには明らかな評価基準違反があり、これは被控訴人の納税額に大幅な影響をもたらす重大な錯誤であったから、控訴人は、少なくとも被控訴人との関係では、本件課税処分22及び同23を見直し、各年度の固定資産税額を減額修正すべき職務上の注意義務を負っていたのにこれに違反したと主張する。

イ しかし、前記認定説示のとおり、平成21年度評価替えにおける本件各雑種地の登録価格の決定に評価基準違反はなく、本件課税処分21は違法ではないから、被控訴人の主張は、その前提を欠き、採用できない。

(3) 予備的請求原因(実情調査、鑑定等の措置をとるべき職務上の注意義務違反)

ア 被控訴人は、平成21年度評価替えの評価基準違反に基づく本件課税処分21ないし23の違法を前提として、控訴人は、評価基準第10節二の「附近の土地の価額又は最近における造成費」を算出するために、実情調査や不動産鑑定士による鑑定等の措置をとるべき職務上の注意義務を負っていたのにこれに違反したと主張する。

イ しかし、平成21年度評価替えにおける本件各雑種地の登録価格の決定に評価基準違反はなく、本件課税処分21ないし23は違法ではないから、被控訴人の上記主張は失当である。

(4) よって、被控訴人の主位的請求は理由がない。

4 当審追加の予備的請求(不当利得返還請求)について

(1) 被控訴人は、上郡町長が平成21年度評価替えにおいて算定方法Aを用いて評価したことは評価基準の根幹についての重大な過誤であり、本件課税処分22及び同23の一部には課税要件の根幹についての内容上の過誤があるから、上記課税処分全部が無効にならなくても、上記過誤に係る部分は法律上の原因を欠き、控訴人の不当利得になると主張する。

(2) しかし、本件課税処分21ないし23に違法がないことは前記のとおりであるから、被控訴人の上記主張は、その前提を欠き、採用できない。

(3) よって、被控訴人の当審追加の予備的請求は理由がない。

5 結論

以上によれば、①被控訴人の主位的請求は理由がないから棄却すべきであり、これと一部異なる原判決は相当でないから、控訴人の控訴に基づき、原判決中控訴人敗訴部分を取り消し、同取消部分に係る被控訴人の請求を棄却することとし、②被控訴人の当審追加の予備的請求は理由がないから棄却することとする。よって、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官 山下郁夫

裁判官 杉江佳治

裁判官 久末裕子